

米トレーサビリティ法



問題が発生した場合、流通ルートを手早く特定するため、取引の「記録」と産地情報の「伝達」を義務付ける法律です。

取引記録の作成と3年間の保存

米・米加工品取引の記録を作成し、原則3年間保存しなければなりません。

記録項目

- 品名 (取引で通常用いている名称)
- 産地 (「国産」、「〇〇国産」、「富山県産」など)
- 数量 (取引で通常用いている単位)
- 年月日 (搬入した日。困難な場合は、受発注日等)
- 取引先名 (取引先の氏名又は名称)
- 搬出入場所 (場所が特定できるような名称及び住所)

対象事業者

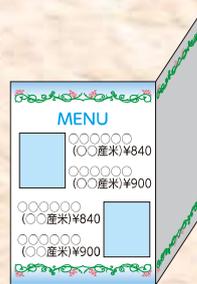
対象品目となる米・米加工品の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行うすべての方 (生産者を含む)

産地情報の伝達

米・米加工品を他の業者へ譲り渡す場合や消費者に販売する際は産地情報を伝達しなければなりません。

消費者への産地情報伝達

- 店内に掲示
→チラシの裏面をご利用ください
- メニューに記載
- 商品に記載
- 購入カタログや注文画面に記載
- 相談窓口電話番号を記載



対象品目

米穀 (玄米・精米等)、米粉、米こうじ、米飯類 (おにぎり、チャーハン、オムライスなど)、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりんなど



取引等の記録及び産地情報の伝達の義務違反があった場合には罰則が適用になります

お問い合わせ先

富山県農林水産部 農産食品課 食品安全係
北陸農政局米穀流通・食品表示監視課

TEL : 076-444-8816
TEL : 0120-646-110

農林水産省のHPでは、米トレーサビリティ法についての詳しい情報を掲載しています。

http://www.maff.go.jp/j/syoutan/keikaku/kome_toresa/index.html



当店で、

産のお米を

使用しています。

